

## 加算年一覧表

加算の種類	事 由	加算の割合
戦地戦務加算	戦争又は事変に際し、職務をもって戦務に服したとき。	1月につき3月以内(2月、3月)
航空基地戦務加算	戦地外にあつて航空部隊に属し、航空基地において特殊の戦務に服したとき。	1月につき3月
戦地外戦務加算	戦地外の地域にあつて戦務に服したとき。	1月につき1年半以内(1月、1年半)
南西諸島戦務加算	昭和19年10月10日以後、南西諸島において戦務に服したとき。	1月につき3月以内(2月、3月)
北方地域戦務加算	昭和20年8月9日以後、北朝鮮、満洲、樺太において戦務に服したとき。	1月につき3月
外国擾乱地加算	外国の交戦又は擾乱の地域内において、危険をかえりみず職務をもって勤務したとき。	1月につき2月
外国鎮戍加算	警備のため外国の地域に勤務したとき。	1月につき1年半以内(1月、1年半)
辺陲・不健康地加算	辺陲・不健康の地域に職務をもって1年以上在勤したとき。	1月につき1月以内(2/3月、半月)
在勤加算	職務をもって台湾、朝鮮、関東州、樺太、南洋群島に一定期間引き続き在勤したとき。	1月につき半月以内(1/3月、半月)
国境警備・理蕃加算	職務をもって日本、満洲の国境警備又は理蕃のため危険地域内に勤務したとき。	1月につき2月以内(1年半、2月)
海外抑留加算	昭和20年9月2日以降引き続き海外にあつたとき。	1月につき1月
南西諸島等抑留加算	昭和20年9月2日以降引き続き南西諸島、千島列島又は小笠原諸島にあつたとき。	1月につき1月
拘禁加算	戦犯者として海外において拘禁されたとき。	1月につき1月
航空勤務加算	航空機乗員たる公務員が、その職務をもって航空勤務に服したとき。	1月につき2月以内(半月、1月、1年半、2月)
潜水艦勤務加算	潜水艦乗員たる公務員が、その職務をもって在役潜水艦の勤務に服したとき。	1月につき1月
戦車勤務加算	戦車乗員たる公務員が、その職務をもって戦車に搭乗し、戦車勤務に服したとき。	1月につき半月以内(1/3月、半月)
不健康業務加算	不健康な業務に引き続き6か月以上服務したとき。	1月につき1月以内(半月)
航海加算	海上勤務に服する公務員が、その職務をもって遠洋航海をしたとき。	1月につき1/3月
艦隊勤務加算	海上勤務に服する公務員が、その職務をもって1年以上引き続き編隊艦船に乗じて上陸制限の下に準戦訓練に服したとき。	1月につき1/3月